

決議案第 1 号

札幌市議会常任委員会の委員の定数を臨時に変更する決議

札幌市議会委員会条例（昭和 31 年条例第 24 号）第 2 条ただし書の規定に基づき、今定例会中に行われる常任委員の改選による後任委員の任期中、総務委員会の委員の定数は 11 人とし、文教委員会の委員の定数は 12 人とする。

上記につき決議する。

平成 24 年（2012 年）3 月 28 日

札幌市議会

（提出者）全議員